

官庁営繕部政策レビュー検討委員会規則

（趣旨）

第1条 官庁営繕部における政策レビューの実施に当たり、政策レビューの方法、内容等について、外部有識者からの助言等を聴取するため、官庁営繕部に政策レビュー検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会に5名以内の委員を置く。

- 2 委員は、職員以外の者であつて、かつ、学識経験のある者のうちから、官庁営繕部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議事の概要は、これを公表するものとする。

（委員会の庶務）

第5条 委員会の庶務は、官庁営繕部の各課室の協力を得て、官庁営繕部管理課及び計画課において処理する。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。